

低公害・低燃費車の普及促進事業実施要綱

(制定) 令和4年6月14日付4環改車第98号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第34条第1項の低公害車・低燃費車の普及促進を図るために行う、「低公害・低燃費車の普及促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、低公害・低燃費車を導入する者に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 優良ハイブリッドバス

ハイブリッド自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの。以下同じ。）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車（ただし、内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5トンより大きいものにあつては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成25年3月1日経済産業省国土交通省告示第2号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準（以下「平成28年排出ガス基準」という。）に適合する自動車）をいう。

2 優良ハイブリッドトラック

ハイブリッド自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車（ただし、内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5トンより大きいものにあつては、「貨物自動車のエネルギー消費性能向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等

（平成27年7月10日経済産業省・国土交通省告示第1号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ平成28年排出ガス基準に適合する自動車）をいう。

3 ハイブリッド塵芥車

回生エネルギーをバッテリーに蓄え、そのエネルギーをパッカー部分の動力として使用できる自動車をいう。

4 リース契約

事業用自動車の貸主が、当該事業用自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該事業用自動車を使用収益する権利を与え、借主は、当該事業用自動車の使用料を貸主に支払う契約をいう。

5 リース事業者

リース契約に基づき、事業用自動車を借主に貸し渡すことを業とする者をいう。

6 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定するものをいう（国又は地方公共団体が出資する会社を除く。）。

第4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおり低公害・低燃費車を導入する者に対し、当該車両の購入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる車両に応じ、それぞれ当該各号に定める要件のいずれかに該当する者であつて、別に定める要件を満たす者とする。

（1）優良ハイブリッドバス

ア バス事業者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び同法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者（東京都交通局長を除く。））

イ アのバス事業者と助成金の交付対象となる優良ハイブリッドバスに係るリース契約を締結したリース事業者（2）優良ハイブリッドトラック

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者の中小企業者

イ アの中小企業者と助成金の交付対象となる優良ハイブリッドトラックに係るリース契約を締結したリース事業者

（3）ハイブリッド塵芥車

ア中小企業者のうち、都が定める「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」の第三者評価機関である公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）から産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定を現に受けている事業者

イアの中小企業者と助成金の交付対象となるハイブリッド塵芥車に係るリース契約を締結したリース事業者

2 助成対象車両の要件

助成金の交付対象となる車両（以下「助成対象車両」という。）は、自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあるものであって、次の各号に掲げる助成対象車両に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

（1）優良ハイブリッドバス

ア 国土交通省が実施する地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業において、自動車環境総合改善対策費補助金（以下「国交省補助金」という。）の交付対象となる車両であること。

イ 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初度登録がされている車両

（中古の輸入車を除く。）であること。

(2) 優良ハイブリッドトラック ア 国交省補助金の交付対象となる車両であること。

イ 本事業の助成金交付決定前において車両法第4条の規定による登録を受けていない車両であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初度登録がされている車両（中古の輸入車を除く。）であること。

(3) ハイブリッド塵芥車

ア 環境省が実施する環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業において、令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付対象となる車両であること。

イ 本事業の助成金交付決定前において車両法第4条の規定による登録を受けていない車両であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初度登録がされている車両（中古の輸入車を除く。）であること。

ウ 最大積載量が4トン未満の車両であること。

エ 自家用に供される車両であること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる助成対象車両に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。ただし、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税は除く。

(1) 優良ハイブリッドバス

優良ハイブリッドバスの車両本体価格とこれと同種の大気汚染防止法等による最新の排出ガス規制に適合するバスの車両本体価格（自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針（令和3年3月31日付国自技環第206号、国自旅第498号及び国自貨第131号）に定める通常車両価格をいう。以下（2）において同じ。）との差額

(2) 優良ハイブリッドトラック

優良ハイブリッドトラックの車両本体価格とこれと同種の大気汚染防止法等による最新の排出ガス規制に適合するトラックの車両本体価格との差額

(3) ハイブリッド塵芥車

令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付規程に基づき公益財団法人日本自動車輸送技術協会が交付する補助金の算定額

- 4 助成金額 助成金の交付額は、次の各号に掲げる助成対象車両に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 優良ハイブリッドバス

ア 3 (1) の助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費から当該補助金の額を控除した額の2分の1の額）とする。ただし、250万円を上限とする。

イ 助成対象車両の使用台数が200台未満の中小企業者にあっては、3 (1) の助成対象経費の額（助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、250万円を上限とする。(2) 優良ハイブリッドトラック

ア 3 (2) の助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費から当該補助金の額を控除した額の2分の1の額）とする。ただし、助成対象車両の最大積載量が4トン未満の場合にあっては16万4千円、4トン以上の場合にあっては57万1千円を上限とする。

イ 助成対象車両の使用台数が200台未満の中小企業者にあっては、3 (2) の助成対象経費の額（助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、最大積載量4トン未満の場合にあっては41万7千円、4トン以上の場合にあっては145万2千円を上限とする。

(3) ハイブリッド塵芥車

3 (3) の助成対象経費の2分の1の額とする。ただし、19万5千円を上限とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公社に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。

- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、令和4年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和4年度から令和5年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月14日から施行する。